

「60（ロクマル）プラスプロジェクト」推進事業に
係る電子ファイル作成業務委託

企画コンペ実施要領

令和7年6月

岩手県教育委員会事務局保健体育課

「60（ロクマル）プラスプロジェクト」推進事業に係る電子ファイル作成

業務委託企画コンペ実施要領

令和7年6月3日

岩手県教育委員会事務局保健体育課

岩手県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が実施する『60（ロクマル）プラスプロジェクト』推進事業に係る電子ファイル作成業務委託（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定に当たり、この企画コンペ実施要領（以下「実施要領」という。）に基づいて行うものとする。

1 委託業務の概要

- (1) 業務件名及び数量 『60（ロクマル）プラスプロジェクト』推進事業に係る電子ファイル作成業務委託 一式
- (2) 業務の仕様等 【資料2 業務仕様書】のとおり
- (3) 委託期間 契約日から令和8年1月20日まで
- (4) 予算額（見込み） 387,200 円（消費税及び地方消費税を含む）

2 企画コンペ担当課

岩手県教育委員会事務局保健体育課

所在地 〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号

電話 019-629-6189（ダイヤルイン）

FAX 019-629-6199

電子メールアドレス DB0006@pref.iwate.jp

3 企画コンペ参加者の資格要件

企画コンペに参加する者（以下「コンペ参加者」という。）は、次に掲げる企画コンペ参加者の資格要件（以下「資格要件」という。）を全て満たす者とする。

- (1) 令和7年度において岩手県が発注する情報システム開発業務の委託契約に係る競争入札のうち地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（令和6年岩手県告示第583号）に規定する特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格を取得した者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であるもの。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 4（4）に定める企画提案書の提出の日から委託候補者を選定するまでの間に、県からの受注業務に関し、入札参加停止等の措置を受けていない者であること。
- (5) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (6) 最近1年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

4 企画コンペに関する手続き

(1) 実施要領の交付

企画コンペに関する実施要領等については、岩手県公式ホームページに掲載する。

なお、郵送による交付、企画コンペ担当課における直接交付は行わない。

※ トップページ (<https://www.pref.iwate.jp/>) → 「県政情報」 → 「入札・コンペ・公募情報」 → 「コンペ」 → 「コンペ参加者募集情報」

資料1 企画コンペ実施要領（本書）

資料2 業務仕様書

資料3 企画提案書作成要領

資料4 企画コンペ提案審査要領

(2) 実施要領等に関する質問の受付

実施要領等に関する質問は、【様式1—1 企画コンペ実施要領等に関する質問票】により、次のとおり受け付けるものとする。

ア 提出期限 令和7年6月11日（水）正午（必着）

イ 提出方法 原則として電子メールにより企画コンペ担当課あて送付すること。

ウ 回答方法 受け付けた質問の要旨とその回答について、原則として岩手県公式ホームページに掲載する。

エ 回答期日 令和7年6月18日（水）午後5時までに、随時回答を行う。

(3) 企画コンペ参加届の提出

実施要領を確認の上、企画コンペに参加しようとする者は、【様式1—2 企画コンペ参加届】を次のとおり提出するものとする。

ア 提出期限 令和7年6月25日（水）正午（必着）

イ 提出方法 企画コンペ担当課に持参又は郵送で提出

(4) 企画提案書等の提出（必須）

コンペ参加者は、【資料3 企画提案書作成要領】で定める書類（以下「企画提案書等」という。）を次のとおり提出するものとする。

ア 提出期限 令和7年7月11日（金）正午（必着）

イ 提出方法 企画コンペ担当課に持参又は郵送で提出

- ・ 持参する場合は、提出期限まで（ただし、祝祭日、土曜日及び日曜日を除く）の午前9時から午後5時まで（ただし、最終日は正午まで）に提出すること。
- ・ 郵送する場合は、封筒表に「企画提案書等」在中の旨を朱書きし、書留郵便等、配達記録が残る方法により、提出期限までに到達するように送付すること。

ウ 留意事項

企画提案書等は、1者につき1提案のみ受け入れるものとし、提出後の書換え、引換え及び撤回は認めないものとする。

(5) 企画提案が無効となる場合

次のいずれかに該当する企画提案は、これを無効とする。

ア 資格要件を満たさない者又は委託候補者を選定するまでの間に資格要件を満たさなくなった者による提案

イ 費用の積算額が、上記1(4)の予算額を超える提案

ウ 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）第94条（虚偽表示）、又は第95条（錯誤）に該当する提案

エ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

オ 提出期限を過ぎて提出書類が提出された提案

カ その他、企画コンペに関する条件に反した提案

5 委託候補者の決定方法について

- (1) 企画コンペにおける企画提案審査
企画コンペにおける企画提案審査は、【資料4 企画コンペ提案審査要領】（以下「審査要領」という。）に基づいて行うものとする。
- (2) 委託候補者の決定
県教育委員会は、審査要領に定める選考委員会からの報告をもとに、第1順位の委託候補者及び補欠順位を決定するものとする。
なお、第1順位の委託候補者が契約を締結しない時は、補欠順位が上位の者を委託候補者とする。
- (3) コンペ参加者への通知
県教育委員会は、委託候補者及び補欠順位を決定した後、各コンペ参加者に関する決定内容について、速やかに文書で通知するものとする。

6 企画コンペの参加を途中でとりやめる場合の手続きについて

企画提案書を提出した者が、企画コンペへの参加を途中でとりやめる場合には、【様式1-3 企画コンペ参加辞退書】を、企画コンペ担当課に持参又は郵送の方法により提出しなければならない。

7 契約の締結について

- (1) 契約締結の手続きについて
ア 県教育委員会は、岩手県の会計規則（平成4年岩手県規則第21号）（以下「会計規則」という。）に定める随意契約の手続きに準じて、委託候補者からの見積書を徴収して契約を締結し、契約書を作成する。
イ 本業務の業務委託仕様書は、委託候補者が提出した企画提案書をもとに作成するが、本業務の目的達成のために必要と認められる場合には、県教育委員会と委託候補者が提案内容に沿って契約内容について協議・調整を行い、仕様を確定の上、契約を締結するものとする。
- (2) 契約保証金について
委託候補者は、契約保証金として契約額の100分の5以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。
ただし、会計規則第112条各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。
- (3) 契約結果の公表について
県教育委員会は、委託候補者との契約を締結したときは、その日から起算して15日以内にホームページ上にて次に掲げる事項を公表するものとする。
ア 本業務の名称
イ 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
ウ 契約の相手方を決定した日
エ 契約の相手方の氏名及び住所
オ 契約金額
カ 企画競争の公告を行った日
キ 契約理由
ク その他必要と認められる事項

8 公正なコンペの確保について

- (1) コンペ参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) コンペ参加者は、企画コンペに当たっては、競争を制限する目的でコンペ参加者と提案内容に関する相談等をおこなってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (3) コンペ参加者は、委託候補者の選定前に、他のコンペ参加者に対して企画提案書等を意図的に開示してはならない。
- (4) コンペ参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、企画コンペを公正に執行することができないと認められるときは、当該コンペ参加者を企画コンペに参加させず、又は企画コンペの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

9 その他留意事項

- (1) 提出書類の取扱い
 - ア 参加者が岩手県に提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属するものとする。
 - イ 提出書類は返却しないものとする。
 - ウ 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として参加者が負うものとする。
- (2) コンペに参加する経費について
コンペ参加に要する経費は、全て参加者が負担するものとする。
- (3) その他
 - ア コンペ参加申込書及び添付書類に虚偽の記載をした者に対しては、岩手県一般委託契約に係る入札参加制限等措置基準に基づき、参加制限等の措置を行うことがある。